

所 属 長 様

神戸市職員共済組合事務局次長

令和 6 年度 職員に対する特定保健指導の実施について

平素より、当共済組合の保健事業運営に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」（2008 年 4 月施行）において、特定保健指導を行うこととされており、令和 6 年度特定健康診査（職員定期健康診断や人間ドックにて実施）結果に基づき、下記のとおり特定保健指導を実施します。なお、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣の改善によって生活習慣病発症の予防が期待できる方を対象としています。

つきましては、貴所属職員にご周知いただくと共に、実施についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

40 歳以上 75 歳未満の共済組合員で、積極的支援および動機付け支援に該当する者。
該当者等につきましては、確定次第、随時ご案内します。

2. 実施機関

RIZAP 株式会社（保健師・管理栄養士）に委託

※個人情報の取扱いについては、機密保持契約を結んでおります。

3. 実施方法

ICT（事務処理用 PC・スマホ・タブレット等）端末を利用したオンライン個別面談により実施します。自身の勤務公署にて面談を実施する際は、ご自身で会議室等の確保をお願いします。なお、会議室等の確保が難しい場合は「保健指導室（新クレセントビル 7 階）」で実施することも可能ですので、desknet' NEO の「施設備品予約」より、直接予約をお願いします。

また、オンライン個別面談に必要な ICT 端末をお持ちでない方は、「保健指導室（新クレセントビル 7 階）」での面談時のみ、タブレットの貸し出しを行いますので、事前に共済組合（kenshin@office.city.kobe.lg.jp）まで貸し出し希望の旨ご連絡ください。

4. 実施内容

初回面談から概ね 3 か月程度、オンラインによる個別支援を実施します。

- ・積極的支援：面談 3 回＋メール・チャット 2 回＋chocoZAP 4 か月通い放題
- ・動機付け支援：面談 2 回＋メール・チャット 1 回＋chocoZAP 4 か月通い放題

5. 実施場所

- (1) 各区役所・事業所の会議室等
- (2) 新クレセントビル7階 保健指導室（神戸市中央区京町 72 番地）

6. サービスの取扱い

特定保健指導利用に必要な時間については、「職務に専念する義務」が免除されます（交通局は除く）。

担当：神戸市職員共済組合（行財政局厚生課）

kenshin@office.city.kobe.lg.jp

※メールでの問い合わせにご協力をお願いします。